

(様式第1号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇市場協同組合
代表理事 〇〇 〇〇

市有財産払下希望書

当組合は、貴市が所有し当組合が賃借している次の市有財産の売却を希望します。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇

地積：〇〇. 〇〇m²

地目：宅地

(注) 建物賃貸借契約物件の場合は、「建物の表示」についても記載すること

(様式第1号の2)

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

市有財産払下希望書

当社は、貴市が所有し当社が賃借している次の市有財産の売却を希望します。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇

地積：〇〇. 〇〇m²

地目：宅地

(様式第2号)

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市場協同組合
代表理事 〇〇 〇〇 様

大阪市経済戦略局長

市有財産払下げに関する取扱いについて

令和〇年〇月〇日付けで払下希望書を提出された市有財産は、次のとおりの取扱いとなります。この取扱いをご確認のうえ、異議無く払下げを希望される場合は、払下げ申請書を提出願います。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇

地積：〇〇. 〇〇m²

地目：宅地

(注) 建物賃貸借契約物件の場合は、「建物の表示」についても記載すること

またその場合、以下の「本件土地」は「本件土地および建物」に、「土地賃貸借契約」は「建物賃貸借契約」に、2. ③(4)「建物等」は「工作物等」に置き換えるものとする。

2. 売却に関する取扱い

① 本件土地の状況及び売却に係る取扱いは、次のとおりです。

(1)

(2)

② 本件土地の払下げを受けることができる組合の要件は、次のとおりです。

(1) 法令を遵守し、適切に小売市場事業を行っており、なおかつ、本件土地の払下後も小売市場事業を適切に継続することができると見込まれる組合。

(2) 払下申請書を本市が受け付けた日において本件土地の賃借料を滞納していないなど、本件土地の賃貸借契約の各条項に違反していない組合。

(3) 組合員の総意として本件土地購入の意思を持っている組合。

- (4) 自己で本件土地の購入資金を調達できる組合。
- ③ 本件土地の払下げに際しては、次の条件を付します。
- (1) 本件土地の売買契約締結の日から5年を経過するまでの間（以下「指定期間」という。）は、次の事項を遵守してください。
- ア 指定期間内は、本件土地を主として小売市場事業の用に供しなければならない。
- イ 指定期間内は、本件土地の所有権を第三者に移転しないこと。
- ウ 指定期間内は、本市に無断で本件土地に権利（抵当権及び根抵当権を除く。）を設定しないこと。
- エ 指定期間内は、貴組合を解散させないこと。
- (2) 本件土地の払下げ（売買契約）と同時に、貴組合と締結している現行土地賃貸借契約の合意解除契約を締結するものとします。
- (3) 貴組合が③(1)の定め違反した場合、本市は本件土地の買戻しをすることができるものとし、所有権移転登記を行う際には、買戻し特約の登記も合わせて行います。なお、本市が買戻しをできる期間は、指定期間内とします。
- (4) 売買契約を解除したとき、あるいは本市が③(3)により買戻しをしたときは、本市と貴組合との土地賃貸借契約は復活せず、貴組合は、自己の負担において自らが設置する建物等を解体し更地で返還してください。
- (5) 前号の場合は、土地賃貸借契約の合意解除契約の締結日の翌日から本市に施設を返還するまでの間、本市に対して従前の賃貸借料に相当する額を支払ってください。
- (6) (1)イからエまでに掲げる条件については、本市の書面による事前承認がある場合に限り、当該承認の範囲内において、当該条件の適用を除外するものとします。この場合において、かかる承認は、必要に応じて経営状況の審査を行ったうえで、本市の裁量により行うものとします。
- ④ 売却価格については、大阪市契約管財局より提示します。価格に係る異議は受け付けません。
- ⑤ 本回答は、現在の状況で作成しています。回答日より1年以上経過した場合や、現地の状況が変わった場合は、再度調査が必要となりますので、本市担当者まで連絡願います。
- ⑥ 本件土地について、上記以外の問題が判明した場合でも、本市は、いかなる責任を負いません。申請者の責任及び費用負担で対応をしてください。

- ⑦ これまでの経緯を鑑み、本件土地の払下げ後も、必要に応じて地域住民や区役所等と連携した取組みを行ってください。

(様式第2号の2)

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇 様

大阪市経済戦略局長

市有財産払下げに関する取扱いについて

令和〇年〇月〇日付けで払下希望書を提出された市有財産は、次のとおりの取扱いとなります。この取扱いをご確認のうえ、異議無く払下げを希望される場合は、払下げ申請書を提出願います。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇
地積：〇〇. 〇〇m²
地目：宅地

2. 売却に関する取扱い

- ① 本件土地の状況及び売却に係る取扱いは、次のとおりです。
 - (1)
 - (2)

- ② 本件土地の払下げを受けることができる株式会社の要件は、次のとおりです。
 - (1) 法令を遵守し、適切に小売市場事業を行っており、なおかつ、本件土地の払下後も小売市場事業を適切に継続することができると思われる株式会社。
 - (2) 払下申請書を本市が受け付けた日において本件土地の賃借料を滞納していないなど、本件土地の賃貸借契約の各条項に違反していない株式会社。
 - (3) 株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）において本件土地購入の意思を持っていることを示す議決又は決議を行った株式会社。
 - (4) 自己で本件土地の購入資金を調達できる株式会社。

- ③ 本件土地の払下げに際しては、次の条件を付します。

- (1) 本件土地の売買契約締結の日から5年を経過するまでの間（以下「指定期間」という。）は、次の事項を遵守してください。
 - ア 指定期間内は、本件土地を主として小売市場事業の用に供しなければならない。
 - イ 指定期間内は、本件土地の所有権を第三者に移転しないこと。
 - ウ 指定期間内は、本市に無断で本件土地に権利（抵当権及び根抵当権を除く。）を設定しないこと。
 - エ 指定期間内は、貴社を解散させないこと。
 - (2) 本件土地の払下げ（売買契約）と同時に、貴社と締結している現行土地賃貸借契約の合意解除契約を締結するものとします。
 - (3) 貴社が③(1)の定めに違反した場合、本市は本件土地の買戻しをすることができるものとし、所有権移転登記を行う際には、買戻し特約の登記も合わせて行います。なお、本市が買戻しをできる期間は、指定期間内とします。
 - (4) 売買契約を解除したとき、あるいは本市が③(3)により買戻しをしたときは、本市と貴社との土地賃貸借契約は復活せず、貴社は、自己の負担において自らが設置する建物等を解体し更地で返還してください。
 - (5) 前号の場合は、土地賃貸借契約の合意解除契約の締結日の翌日から本市に施設を返還するまでの間、本市に対して従前の賃貸借料に相当する額を支払ってください。
 - (6) (1)イからエまでに掲げる条件については、本市の書面による事前承認がある場合に限り、当該承認の範囲内において、当該条件の適用を除外するものとします。この場合において、かかる承認は、必要に応じて経営状況の審査を行ったうえで、本市の裁量により行うものとします。
- ④ 売却価格については、大阪市契約管財局より提示します。価格に係る異議は受け付けません。
- ⑤ 本回答は、現在の状況で作成しています。回答日より1年以上経過した場合や、現地の状況が変わった場合は、再度調査が必要となりますので、本市担当者まで連絡願います。
- ⑥ 本件土地について、上記以外の問題が判明した場合でも、本市は、いかなる責任を負いません。申請者の責任及び費用負担で対応をしてください。
- ⑦ これまでの経緯を鑑み、本件土地の払下げ後も、必要に応じて地域住民や区役所等と連携した取組みを行ってください。

(様式第3号)

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇市場協同組合
代表理事 〇〇 〇〇

市有財産払下申請書

当組合は、令和〇年〇月〇日付け「市有財産払下げに関する取扱いについて」に記載されている事項をすべて承知したうえで、異議なく次の市有財産の払下げを申請します。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇

地積：〇〇. 〇〇㎡

地目：宅地

(注) 建物賃貸借契約物件の場合は、「建物の表示」についても記載すること

2. 申請の理由

貴市所有の土地の払下げを受けることにより、安定的に小売市場事業の運営を行っていくため。

3. 添付書類

- 当組合の登記簿謄本
- 当組合の組合員による総会において当組合が本件土地を購入することを希望していることを示す議決が行われたことが記載された総会の議事録
- 当組合の組合員名簿
- 本申請の翌年度以降5年間の組合の事業計画
- 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）第33条に定める当組合の定款

- ・ 法第 34 条に定める当組合の規約
- ・ 法第 40 条第 2 項に定める当組合の決算関係書類及び事業報告書（本申請の前年度から遡って 3 年分）
- ・ 施設に立地又は入居する商業施設の売上等が分かる書類（本申請の前年度から遡って 3 年分）

4. その他

- ・ 前項の添付書類については、小売市場施設の随意契約による売却に係る要綱第 7 条に定める審査を行うため、貴市から貴市が委嘱する外部有識者に提供することに異議を申し立てません。また、審査の結果、本件土地の払下げが認められなかった場合でも、その結果に異議を申し立てません。

(様式第3号の2)

令和 年 月 日

大阪市長 様

大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

市有財産払下申請書

当組合は、令和〇年〇月〇日付け「市有財産払下げに関する取扱いについて」に記載されている事項をすべて承知したうえで、異議なく次の市有財産の払下げを申請します。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇
地 積：〇〇. 〇〇m²
地 目：宅地

2. 申請の理由

貴市所有の土地の払下げを受けることにより、安定的に小売市場事業の運営を行っていくため。

3. 添付書類

- ・ 当社の登記簿謄本
- ・ 当社の株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）において当社が本件土地を購入することを希望していることを示す議決が行われたことが記載された株主総会（取締役会設置会社においては取締役会）の議事録
- ・ 当社の株主名簿
- ・ 本申請の翌年度以降5年間の当社の事業計画
- ・ 会社法（平成17年法律第86号。以下「法」という。）第26条から第31条までに定める当社の定款
- ・ 法第435条第2項に定める当社の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細

書（本申請の前年度から遡って3年分）

- ・ 施設に立地又は入居する商業施設の売上等の分かる書類（本申請の前年度から遡って3年分）

4. その他

- ・ 前項の添付書類については、小売市場施設の随意契約による売却に係る要綱第7条に定める審査を行うため、貴市から貴市が委嘱する外部有識者に提供することに異議を申し立てません。また、審査の結果、本件土地の払下げが認められなかった場合でも、その結果に異議を申し立てません。

(様式第4号)

大経産第〇〇〇号

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇市場協同組合

代表理事 〇〇 〇〇 様

大阪市経済戦略局長

市有財産の払下げに係る審査の結果について

令和〇年〇月〇日付けで提出された払下申請書に基づき、次の市有財産の売却の可否について、小売市場施設の随意契約による売却に係る要綱第7条に規定する審査を行った結果を次のとおり通知します。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇

地積：〇〇. 〇〇m²

地目：宅地

(注) 建物賃貸借契約物件の場合は、「建物の表示」についても記載すること

2. 審査の結果

本件市有財産を貴組合に売却することは〇〇と認めます。

(可能と認める場合) なお、売却価格については、今後、本市から提示します。

(様式第4号の2)

大経産第〇〇〇号

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 様

大阪市経済戦略局長

市有財産の払下げに係る審査の結果について

令和〇年〇月〇日付けで提出された払下申請書に基づき、次の市有財産の売却の可否について、小売市場施設の随意契約による売却に係る要綱第7条に規定する審査を行った結果を次のとおり通知します。

記

1. 土地の表示

所在地：大阪市〇区〇〇町〇丁目〇番〇

地積：〇〇. 〇〇m²

地目：宅地

2. 審査の結果

本件市有財産を貴社に売却することは〇〇と認めます。

(可能と認める場合) なお、売却価格については、今後、本市から提示します。